

規制改革推進会議に関する動向

- 内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」では、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方に関する基本的事項を総合的に調査・審議している。
- 当会議では、調査・審議の結果を踏まえ、毎年5～6月頃を目途に「規制改革推進に関する答申」を取りまとめている。これを踏まえ、政府においては、毎年6月頃を目途に「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定している。
- 令和5年6月にまとめられた「規制改革実施計画」において、私立学校に関する記載として以下の内容が盛り込まれたところ。

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

II 実施事項 3. 個別分野の取組 <人への投資分野>

(8)教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 No.12 高等学校の参入規制の見直し

【a～c：令和5年措置、d：令和5年度上期措置】

- a. 文部科学省は、**都道府県における設置認可に係る審査の基準等による参入規制について定期的に実態把握を行い、必要な措置を講ずる。**また、**公私間を始めとする定員調整等の現状**や公正な競争を実現する上での課題について、関係機関の見解も踏まえ、**実態把握を行う。**
- b. 文部科学省は、**各都道府県に設置されている私立学校審議会**に関し、公正性と透明性の一層の確保に向け、審議の詳細が分かる**議事録の公開を原則とした更なる情報公開の推進**や、学校教育の質の向上につながるような**委員構成及び審議事項の在り方**について、平成16年の私立学校法（昭和24年法律第270号）改正の際の議論等を踏まえて**留意事項や好事例等を整理した上で、都道府県に周知**する。
- c. 文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実を図ることにつき、過度な事前の規制・制度につながりかねない**公私間の定員調整、設置認可に係る審査の基準等による参入規制や私立学校審議会の運営の現状**について、都道府県への調査を継続的に行うとともに、その結果を公表する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要な方策について検討する。
- d. 文部科学省は、**都道府県における高等学校の設置や学則変更の審査について、都道府県の対応に係る学校関係者からの相談に適切に対応する旨**、学校関係者に周知する。また、学校関係者からの相談の状況について、都道府県との情報共有を図るとともに、都道府県において適切な対応がとられるよう指導・助言等を行う。

本計画を踏まえ、**文部科学省において、私立高校等実態調査の実施等により、必要な対応を実施。**

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）で求められていること

- a. 文部科学省は、**都道府県における設置認可に係る審査の基準等による参入規制について定期的に実態把握を行い、必要な措置を講ずる。**また、公私間を始めとする定員調整等の現状や公正な競争を実現する上での課題について、関係機関の見解も踏まえ、実態把握を行う。
- c. 文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実を図ることにつき、過度な事前の規制・制度につながりかねない公私間の定員調整、**設置認可に係る審査の基準等による参入規制**や私立学校審議会の運営の現状について、**都道府県への調査を継続的に行う**とともに、その結果を公表する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要な方策について検討する。
- d. 文部科学省は、**都道府県における高等学校の設置や学則変更の審査について、都道府県の対応に係る学校関係者からの相談に適切に対応する旨、学校関係者に周知する。**また、**学校関係者からの相談の状況について、都道府県との情報共有を図る**とともに、都道府県において適切な対応がとられるよう**指導・助言等を行う。**

都道府県の運用の状況について（令和5年度調査結果）

- 私学の 신설及び収容定員増加に対する抑制的な運用を行っている都道府県は**8自治体**。
- 신설及び収容定員増加に抑制的な運用を行っている都道府県と対象学校種は以下の通り
※ 下線太字の自治体は設置認可等に係る審査基準等により抑制的な運用を実施

北海道 : 高等学校	静岡県 : 幼稚園、小学校、中学校、高等学校
埼玉県 : 高等学校（全日制）、中等教育学校（後期課程）	愛知県 : 高等学校
千葉県 : 高等学校	京都府 : 高等学校
神奈川県 : 幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校	鹿児島県 : 小学校、中学校、高等学校

- 都道府県において、私立学校の新たな設置認可について抑制的な運用を行う場合、その必要性について十分な検討を行うことが適切であり、**パブリックコメントの実施など適切なプロセスを確保**することが望ましい。
- また、その必要性等について**定期的な見直し**を行うことも重要。

各都道府県及び学校関係者におかれては、私立高等学校の 신설及び収容定員増加の申請又は審査にあたり、お困りのことがあった場合は、文部科学省高等教育局私学部私学行政課にご相談ください。

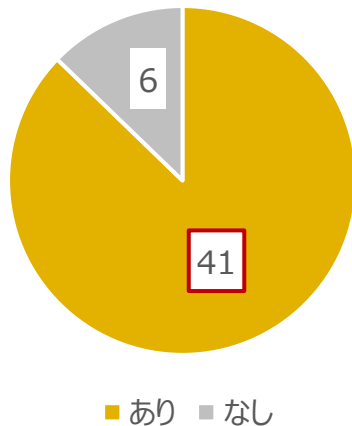
規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）で求められていること

- a. 文部科学省は、都道府県における設置認可に係る審査の基準等による参入規制について定期的の実態把握を行い、必要な措置を講ずる。また、**公私間を始めとする定員調整等の現状や公正な競争を実現する上での課題について、関係機関の見解も踏まえ、実態把握**を行う。
- c. 文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実を図ることにつき、過度な事前の規制・制度につながりかねない**公私間の定員調整**、設置認可に係る審査の基準等による参入規制や私立学校審議会の運営の現状について、**都道府県への調査を継続的に行う**とともに、**その結果を公表**する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要な方策について検討する。

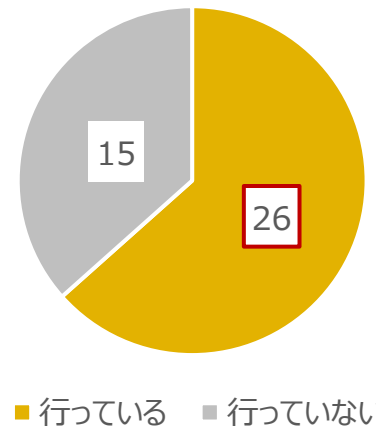
都道府県における状況について（令和5年度調査結果）

調査対象：都道府県私立学校主管部課（47都道府県）
調査期間：令和5年6月～7月（私立高等学校等実態調査の一環として実施）

Q1. 公私間協議の有無



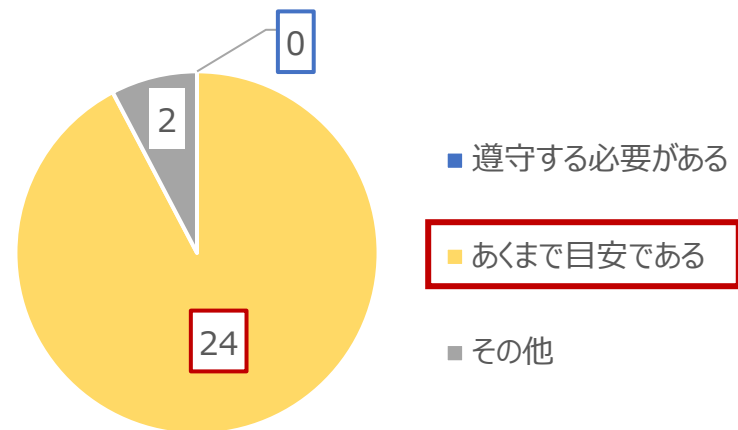
Q2. (Q1で「公私間協議あり」と回答した場合) 公私間協議における入学定員の調整の有無



入学定員の調整を行う理由の例：

- 公私の募集数が域内生徒数を超えることを確認し生徒の就学の機会を確保するため
- 公私協調に向けて情報交換を行うため

Q3. (Q2で「入学定員の調整を行っている」と回答した場合) 私学側は協議の結果を遵守する必要があるか



- 協議結果について、「**遵守する必要がある**」との回答はなし。
- 入学定員の調整を行っているとの回答のうち、ほぼすべてにおいて、**協議結果は「あくまで目安である」とする運用となっている**との回答であった。

- 公私間協議において、入学定員の調整を行っているとの回答はみられたが、協議の結果については「あくまで目安」とする運用であるとの回答であり、協議の結果が拘束力を有すると考えられる事例はみられなかった。
- 私立高校の自由な定員設定が実質的に不可能となるような運用がなされている場合や、定員設定に係る運用に懸念がある場合には、**各学校法人から文部科学省や関係機関に対し、相談を行うことも可能**。また、私立学校間の協議のみならず、公私間の協議の在り方等についても、必要に応じて、**各都道府県から文部科学省や関係機関に対し、相談を行うことも考えられる**。関係機関に相談する際、独占禁止法の観点から懸念がある場合には、公正取引委員会に相談を行うことも可能。
- 引き続き、各都道府県においては、**地域の若年人口が急速に減少する状況を踏まえつつ**、公立・私立のそれぞれが地域において果たす役割や、それぞれの定員の在り方等について、関係者間の**丁寧な対話**等を通じて、**必要に応じて見直しを行い、地域の高等学校教育の一層の質の向上を図る**ことが求められる。

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）で求められていること

- b.文部科学省は、各都道府県に設置されている私立学校審議会に関し、公正性と透明性の一層の確保に向け、審議の詳細が分かる議事録の公開を原則とした更なる情報公開の推進や、学校教育の質の向上につながるような委員構成及び審議事項の在り方について、平成16年の私立学校法（昭和24年法律第270号）改正の際の議論等を踏まえて留意事項や好事例等を整理した上で、都道府県に周知する。
- c.文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実を図ることにつき、過度な事前の規制・制度につながりかねない公私間の定員調整、設置認可に係る審査の基準等による参入規制や私立学校審議会の運営の現状について、都道府県への調査を継続的に行うとともに、その結果を公表する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要な方策について検討する。

都道府県における状況について（令和5年度調査結果）

調査対象：都道府県私立学校主管部課（47都道府県）
調査期間：令和5年6月～8月（全国私立学校審議会連合会において調査を実施）

Q1. 私立学校審議会の委員構成について

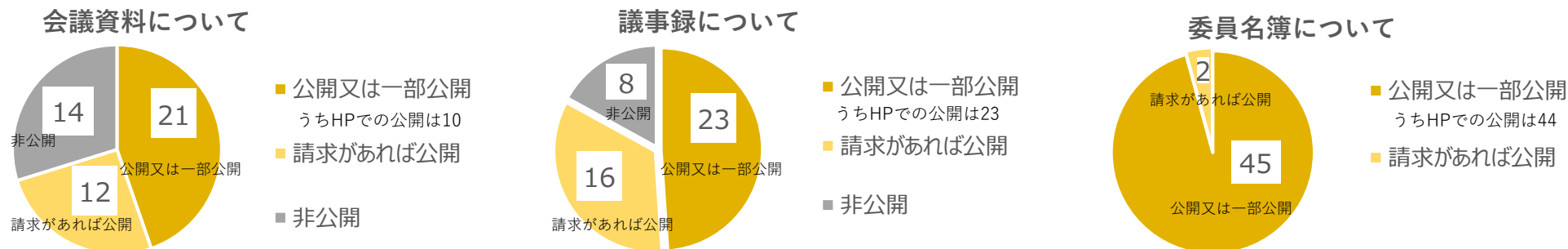
	私立学校関係者割合	学識経験者割合		割合
各都道府県割合の平均値	56.3%	43.7%	男性	56.8%
			女性	43.2%

※学識経験者の例

議員、官公庁、大学関係、民間会社、弁護士、公認会計士、保護者、司法書士、税理士、医師、中小企業診断士、不動産鑑定士、NPO法人関係者、スクールソーシャルワーカー、消費生活アドバイザー、地域活性化コンサルタント等の多様な人材が見られる。

- 私立学校審議会の委員は、地域の実情を勘案しつつ、私学行政についての多様な意見を反映させる観点から、**各都道府県において、構成の在り方を検討し、適切な人選を行うことが必要。**

Q2.私立学校審議会の情報公開について



- 文部科学省において設置している大学設置・学校法人審議会学校法人分科会においては、個人情報に配慮しつつ、当該議事に係る全ての行政処分が終了した後に、議事要旨を公開しているところ、こちらも参考にさせていただきながら、**私立学校審議会の会議資料や議事録等の公開について、積極的に検討いただきたい。**

(参考) <https://www.dsecchi.mext.go.jp/giji.html>

Q3.私立学校審議会の審議状況について

審議事項※	件数 (各都道府県の合計)
学校及び課程・学科の設置・廃止	32件
広域通信制に係る学則変更	89件
収容定員に係る学則変更	52件
設置者変更	1件

※私立学校法第8条に基づき私立学校審議会に付議することとされている事項

- 各都道府県の私立学校審議会では、私立学校法や学校教育法に定められた審議事項以外の諮問が行われる例も見られる。**私立学校審議会での議論が、教育の質の向上につながるよう、各都道府県においては、継続的に検討を進めていくことが重要。**